

班回覧

陸別町福祉住宅(からまつハウス) 入 居 者 募 集

「陸別町福祉住宅（からまつハウス）」の入居者を次のとおり募集します。

1 施設の名称及び住所

- (1) 名称 陸別町福祉住宅 からまつハウス
- (2) 場所 陸別町字陸別東2条2丁目14番地 (共栄第一)

2 入居者を募集する居室（3戸）

居 室	部屋面積	摘 要
3号室、4号室、5号室	55.51㎡	(約16.8坪)

3 入居資格

陸別町内に住所又は勤務場所を有する者及び陸別町に転入しようとする者で、次の各号の条件を具備する者。

- (1) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする者の全員の住民税が100,000円を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。ただし70歳以上の高齢者についてはこの限りではない。
- (3) その者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 申込みの方法

入居を希望する方は、“保健福祉センター”で申請書等の交付を受け、所定の事項を記入のうえ、提出してください。

5 入居者選考

陸別町福祉住宅条例施行規則により設置された陸別町福祉住宅入居者選考委員会で、申請書及び関係書類に基づき審査決定を行い、入居許可（却下）の通知をします。

6 入居の時期

入居に関する手続きが完了後速やかに、入居決定者あてに通知します。

7 居室使用料

月額10,000円～30,000円（陸別町福祉住宅条例による額）

8 入居にあたっての留意事項

入居した場合、次のルールに従っていただくことになりますので、あらかじめご承知ください。

- (1) 電気・水道及び下水道の使用料、汚物及び塵芥の処理に要する費用は自己負担となります。
- (2) 入居者等は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはなりません。
- (3) 施設でのペットの飼育は禁止します。
- (4) その他陸別町営住宅管理条例等に準じた規則に従ってください。
- (5) その他、町職員の指示には従っていただきます。

9 お問い合わせ

詳細の確認や不明な点がありましたら保健福祉センター福祉担当（電話27-8001）までお問い合わせ下さい。